

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年2月13日
【四半期会計期間】	第134期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）
【会社名】	伊豆箱根鉄道株式会社
【英訳名】	IZUHAKONE RAILWAY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 久
【本店の所在の場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部部长 杉山 正浩
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市大場300番地
【電話番号】	(055)977-1205
【事務連絡者氏名】	総合企画部部长 杉山 正浩
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第133期 第3四半期 連結累計期間	第134期 第3四半期 連結累計期間	第133期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
営業収益（千円）	10,214,072	9,180,554	12,888,073
経常利益（千円）	211,303	59,811	27,982
四半期純利益又は当期純損失 （△）（千円）	159,220	13,108	△60,256
四半期包括利益又は包括利益 （千円）	159,220	888,604	△60,256
純資産額（千円）	11,905,596	12,574,723	11,686,119
総資産額（千円）	31,465,842	30,714,651	30,770,209
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額（△） （円）	124.54	10.25	△47.13
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	37.8	40.9	38.0

回次	第133期 第3四半期 連結会計期間	第134期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 （△）（円）	71.62	△7.85

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 第133期第3四半期連結累計期間及び第134期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第133期の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第133期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響による一時的な国内経済の停滞から緩やかに持ち直しているものの、欧州債務危機を背景とする海外景気の減速や歴史的円高、株価低迷など、国内景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このような経済情勢のなか、伊豆・箱根地区においては観光交流客数の回復基調や旅客流動の改善傾向が続いたものの、消費動向は依然として鈍く、当社グループを取り巻く経営環境はたいへん厳しい状況となりました。当社グループは、徹底した経費圧縮に努める一方で、さまざまな営業施策を実行し、また、沿線自治体や観光協会との連携を図りながら、地域への誘客・PR活動を積極的に実施いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、営業収益は91億80,554千円（前年同期比10.1%減）、営業利益は1億45,697千円（前年同期比51.2%減）、経常利益は59,811千円（前年同期比71.7%減）、四半期純利益は13,108千円（前年同期比91.8%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

（鉄道事業）

鉄道事業は電力不足に伴う減便ダイヤ体制による旅客の自家用車利用へのシフトのほか、出控えや旅行自粛、あるいは台風の影響などを受けましたが、夏季以降の需要は回復してきております。このような状況下、安全投資を除く不急経費の節減を徹底する一方で、鉄道利用の促進を図るべく、地元企業とタイアップしたビール電車・ワイン電車の運行、ウォーキングイベントの実施などによる需要喚起の取り組みのほか、鉄道ファン向けのイベント開催や鉄道グッズの開発・販売にも注力し、増収に努めました。さらに、駿豆線沿線の自治体と連携し、地域の活性化と鉄道利用促進を企図した「駿豆線沿線地域活性化協議会」を発足いたしました。

この結果、鉄道事業の営業収益は19億98,226千円（前年同期比4.3%減）、営業利益は79,372千円（前年同期比170.1%増）となりました。

鉄道事業

伊豆箱根鉄道(株)

種別		単位	前第3四半期連結累計期間 (22. 4. 1～22. 12. 31)	当第3四半期連結累計期間 (23. 4. 1～23. 12. 31)
営業日数		日	275	275
営業キロ		キロ	29.4	29.4
客車走行キロ		千キロ	3,736	3,551
旅客乗車人員	定期	千人	7,922	7,778
	定期外	千人	5,737	5,432
旅客収入	定期	千円	802,886	790,093
	定期外	千円	1,226,825	1,151,590
	計	千円	2,029,712	1,941,684
運輸雑収		千円	59,287	56,542
運輸収入合計		千円	2,089,000	1,998,226
乗車効率		%	19.6	19.9

（注）乗車効率の算出は（延人キロ／客車走行キロ×平均定員）

(バス事業)

バス事業は、乗合バス部門においては観光路線でお客様の減少が顕著となりましたが、夏季以降は回復基調となりました。貸切バス部門においては、東日本大震災後の急激な需要縮小により、業界全体で需給バランスに応じた減車措置が取られるなど極めて厳しい状況となり、秋季以降は徐々に落ち着きを取り戻しているものの、訪日外国人旅行や募集型企画旅行などの需要は低迷いたしました。このような状況下、安全投資を除く徹底的な経費節減や運行コストの削減に努める一方で、新規顧客の獲得に向けたセールス活動に注力しつつ、翌年度以降の抜本的な事業運営改善を目指して事業モデルの改革を進めてまいりました。

この結果、バス事業の営業収益は18億4,435千円（前年同期比12.2%減）、営業損失は92,345千円（前年同期営業損失51,619千円）となりました。

(タクシー事業)

タクシー事業は、観光地における大幅な需要縮小と、都市部における法人利用および夜間利用の減少が顕著で、厳しい状況が続きました。このような状況下、国の助成金を活用した乗務員の休業制度の導入や、間接要員の見直しなど迅速に取り組み、経費の大半を占める人件費の抑制に努めました。また、平成21年に施行されたタクシー特措法による特定地域の指定を受け、営業車両数の適正化のため減車等の取り組みを進めてまいりました。

この結果、タクシー事業の営業収益は25億82,367千円（前年同期比8.4%減）、営業利益は53,492千円（前年同期比445.3%増）となりました。

(レジャー・不動産事業)

鋼索・索道事業は、個人のお客様の利用が比較的堅調に推移したものの、外国人のお客様をはじめ団体のお客様の減少が著しく、前年と比較して輸送人員は大きく減少し、たいへん厳しい状況でした。

自動車道事業は、湯河原パークウェイにおいて、大型車の利用が比較的堅調に推移したものの、夏季の海水浴のお客様の減少や台風による通行止めの影響により、通行台数が減少いたしました。

船舶事業は、箱根航路において、外国人のお客様をはじめ団体および募集型企画旅行のお客様の減少が著しく、厳しい状況でした。反面、三津航路においては、伊豆・三津シーパラダイス入場セット券の販売が好調に推移し、前年を上回る結果となりました。

飲食店・物品販売業は、ドライブインなどの各事業所において、外国人のお客様をはじめ団体のお客様が大きく減少いたしました。売店部門では、お客様の節約志向が見受けられ、消費単価は低迷いたしました。レストラン部門では、個人のお客様の取り込みにも注力し、一定の成果は挙げられたものの、団体需要の減少分を取り戻すまでには至りませんでした。伊豆・三津シーパラダイスにおいては、一部リニューアルによって一定の集客効果を得ることができたものの、収入は伸び悩みました。このようななか、「南箱根十国館」ブランドによるオリジナルスイーツの製造に着手し、平成23年11月3日より箱根十国峠レストハウスおよび修善寺駅売店において販売を開始いたしました。

鉄道沿線の物販業は、駿豆線において、観光のお客様の減少を受け、鉄道売店の営業収益が減少いたしました。また、広告看板事業においては、先行き不透明な景況を反映し、電車で吊り広告の年間契約解除などクライアントの広告宣伝費削減の影響を強く受け、低水準で推移いたしました。

旅行業は、旅行需要が低迷するなか、地元企業の大規模旅行実施による業績寄与がありましたが、募集型企画旅行「みどりの旅」の不振に加え、一般団体の旅行需要が減少し、たいへん厳しい状況でした。

不動産事業は、不動産賃貸事業に特化しておりますが、テナントの未入居や賃料の減額が生じる一方で、積極的な営業活動により、「沼津駅北口ビル」ならびに「浜松プラザあいおい」において新規契約を取り付け、業績に寄与いたしました。

保険代理店事業は、厳しい経済情勢のなか、地道な営業活動が実り、概ね順調に推移いたしました。

この結果、レジャー・不動産事業の営業収益は34億67,364千円（前年同期比12.6%減）、営業利益は103,422千円（前年同期比65.7%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

①資産

現金及び預金・受取手形及び売掛金の増加はありましたが、減価償却などによる固定資産の減少により、前連結会計年度末に比べ55,558千円の減少となりました。

②負債

買掛金の増加はありましたが、借入金・役員退職慰労引当金の減少、さらに税率変更により再評価に係る繰延税金負債が減少し、前連結会計年度末に比べ9億44,162千円の減少となりました。

③純資産

四半期純利益の計上および税率変更による土地再評価差額金の増加により、前連結会計年度末に比べ8億88,604千円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,220,000
A種優先株式	900,000
計	5,120,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成23年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成24年2月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,280,000	1,280,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	900,000	900,000	非上場	単元株式数は100株であります。 （注）
計	2,180,000	2,180,000	—	—

（注） A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ① 当社は、ある事業年度中の特定の日を基準日（3月31日を含む。）として当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額に100分の5を乗じた額を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、A種優先配当金の支払を当社の株主総会が決定する前に、同じ事業年度中に定められた基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行ったとき、または行うことを当社が決定したときは、その額を控除し、残額がある場合に、当該残額を配当する。
- ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金が配当された後に残余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対してA種優先配当金と同額にいたるまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余の剰余金について配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同等の金額を支払う。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株の払込金額相当額を金銭により支払う。
- ② A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

- ① A種優先株主は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が5億円を超えることを条件とし、毎年5億円を限度として、法令の定める範囲で、その保有するA種優先株式の全部または一部につき、当社に対してその取得を請求することができる。
- ② 取得を請求するA種優先株主は、発行に際して取締役会で定める期間（以下「取得請求可能期間」という。）に当社に申し出るものとする。

③ 第1項の限度額を超えてA種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

④ 当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。

(4) 取得条項

① 当社は、発行に際して取締役会で定める日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額（ただし、直前の取得請求可能期間になされた取得請求に応じて当社が取得したか取得することを決定した自己株式の簿価を控除する。）から5億円を控除した額を限度として、法令の定める範囲で、A種優先株式の一部または全部を取得することができる。

② 一部取得の場合は、抽選その他の方法により決定する。

③ 当社は、A種優先株式1株を取得すると引換えにA種優先株式1株の払込金額相当額の現金を交付する。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利の付与等

① 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

② 当社は、A種優先株主に対し、会社法第202条第1項に基づく募集株式の割当てを受ける権利または会社法第241条第1項に基づく募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当てまたは新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) 配当金の除斥期間等

① 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその配当金の支払義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には利息を付けない。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	2,180,000	—	640,000	—	325,907

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 900,000	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,271,800	12,718	同上
単元未満株式	普通株式 6,700	—	同上
発行済株式総数	2,180,000	—	—
総株主の議決権	—	12,718	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が800株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数8個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
伊豆箱根鉄道株式会社	静岡県三島市大場300番地	1,500	—	1,500	0.07
計	—	1,500	—	1,500	0.07

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	368,610	498,018
受取手形及び売掛金	257,008	322,308
商品	7,411	7,862
貯蔵品	109,286	127,284
その他	372,586	359,799
貸倒引当金	△1,200	△1,082
流動資産合計	1,113,702	1,314,191
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,679,952	5,601,338
機械装置及び運搬具（純額）	1,010,381	905,493
土地	22,140,926	22,134,893
リース資産（純額）	27,072	40,054
建設仮勘定	37,900	30,993
その他（純額）	219,262	173,139
有形固定資産合計	29,115,496	28,885,912
無形固定資産		
リース資産	7,062	26,485
その他	189,720	151,787
無形固定資産合計	196,783	178,272
投資その他の資産		
投資有価証券	49,331	49,324
長期貸付金	387,000	382,000
その他	108,895	105,949
貸倒引当金	△201,000	△201,000
投資その他の資産合計	344,227	336,274
固定資産合計	29,656,506	29,400,459
資産合計	30,770,209	30,714,651

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	366,795	501,919
短期借入金	6,400,000	6,400,000
リース債務	14,423	22,011
未払法人税等	31,937	35,445
賞与引当金	77,760	36,955
商品券等引換損失引当金	71,000	64,000
その他	1,385,374	1,400,343
流動負債合計	8,347,290	8,460,675
固定負債		
長期借入金	1,000,000	925,000
リース債務	23,203	49,829
繰延税金負債	4,276	3,446
再評価に係る繰延税金負債	7,075,190	6,198,510
退職給付引当金	2,104,977	2,040,775
役員退職慰労引当金	202,726	115,056
資産除去債務	56,436	57,087
その他	269,988	289,546
固定負債合計	10,736,799	9,679,251
負債合計	19,084,090	18,139,927
純資産の部		
株主資本		
資本金	640,000	640,000
資本剰余金	325,907	325,907
利益剰余金	925,392	940,247
自己株式	△16,879	△16,879
株主資本合計	1,874,420	1,889,275
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	9,811,698	10,685,447
その他の包括利益累計額合計	9,811,698	10,685,447
純資産合計	11,686,119	12,574,723
負債純資産合計	30,770,209	30,714,651

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
営業収益	10,214,072	9,180,554
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	9,211,322	8,414,887
販売費及び一般管理費	704,112	619,969
営業費合計	9,915,434	9,034,857
営業利益	298,638	145,697
営業外収益		
受取利息	9,964	8,453
受取配当金	3,120	2,106
受託工事収入	2,460	1,962
役員退職慰労引当金戻入額	—	6,910
その他	38,249	34,042
営業外収益合計	53,794	53,475
営業外費用		
支払利息	109,960	106,420
その他	31,168	32,940
営業外費用合計	141,129	139,360
経常利益	211,303	59,811
特別利益		
固定資産売却益	45,397	51,663
工事負担金等受入額	103,078	21,716
その他	8,640	—
特別利益合計	157,115	73,379
特別損失		
固定資産売却損	1,191	74
固定資産圧縮損	105,953	21,347
固定資産除却損	17,609	10,510
減損損失	10,463	6,032
退職給付会計基準変更時差異の処理額	14,580	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	43,867	—
人事制度変更による一時費用	—	51,450
その他	20	—
特別損失合計	193,685	89,415
税金等調整前四半期純利益	174,733	43,776
法人税、住民税及び事業税	15,690	32,682
法人税等調整額	△177	△2,014
法人税等合計	15,513	30,667
少数株主損益調整前四半期純利益	159,220	13,108
少数株主利益	—	—
四半期純利益	159,220	13,108

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	159,220	13,108
その他の包括利益		
土地再評価差額金	—	875,495
その他の包括利益合計	—	875,495
四半期包括利益	159,220	888,604
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	159,220	888,604
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は486千円減少し、法人税等調整額は486千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は875,495千円減少し、土地再評価差額は875,495千円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)	
株式会社西武ホールディングス	1,000,000千円	株式会社西武ホールディングス	1,000,000千円
計	1,000,000千円		1,000,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	704,769千円	650,300千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	2,089,000	2,054,767	2,819,078	3,969,290	10,932,136	△718,063	10,214,072
セグメント 利益又は損失(△)	29,384	△51,619	9,809	301,917	289,492	9,145	298,638

(注) 1. 当第3四半期連結累計期間におけるセグメント利益又は損失(△)の調整額9,145千円は、主にセグメント間取引消去9,145千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	鉄道	バス	タクシー	レジャー ・不動産	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
営業収益	1,998,226	1,804,435	2,582,367	3,467,364	9,852,394	△671,839	9,180,554
セグメント 利益又は損失(△)	79,372	△92,345	53,492	103,422	143,942	1,755	145,697

(注) 1. 当第3四半期連結累計期間におけるセグメント利益又は損失(△)の調整額1,755千円は、主にセグメント間取引消去1,755千円であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (算定上の基礎)	124円54銭	10円25銭
四半期純利益金額(千円)	159,220	13,108
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	159,220	13,108
普通株式の期中平均株式数(株)	1,278,453	1,278,453

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

伊豆箱根鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 和弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滝口 隆弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている伊豆箱根鉄道株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、伊豆箱根鉄道株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。